

○警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領

平成8年1月17日

埼例規第1号・留管

警察本部長

警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領の制定について（例規通達）

この度、被留置者の特異動向及び疾病等の情報を一元的に管理して、効果的に活用するため、警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務が実施されることに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成8年2月18日から実施するから、運用上誤りのないようになされたい。

別添

警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本台帳の種類

留置情報照会業務に用いるファイルの種類及び内容は次表のとおりとする。

第3 登録

1 登録対象者

埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務実施要領（平成元年埼例規第5号・留管・情管）第3(2)に規定する被留置者特癖登録対象者

2 登録の種類、処理区分及び登録事項

留置情報ファイルに登録する登録の種類、処理区分、登録事項等は次表のとおりとする。

3 登録の時期

登録を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 留置情報登録については、特異動向又は疾病等を有する被留置者の留置が終了したとき。
- (2) 留置情報訂正登録については、登録した被留置者の登録事項について訂正する必要が生じたとき。
- (3) 留置情報削除登録については、登録した被留置者の登録事項について削除する必要が生じたとき。
- (4) 留置情報抹消登録については、登録した被留置者の登録事項をすべて抹消する必要が生じたとき。

4 登録の手続

- (1) 総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）は、登録対象者の当該留置終了後、総務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）に、留置情報ファイルへの登録を依頼するものとする。
- (2) 情報管理課長は、前記(1)により登録の依頼を受けたときは、依頼を受けた登録

内容について確認の上、速やかに登録するものとする。

5 登録の自動抹消

留置情報照会業務の自動抹消処理は、警察庁情報管理システムによる照会業務実施要領（平成16年情管第4345号）第7(2)に規定する犯歴A登録の自動抹消時に行われる。

一部改正〔平成16年第4347号〕

第4 照会

1 照会の種類及び処理区分

照会の種類及び処理区分は、次表のとおりとする。

2 照会方法等

(1) 照会の手続及び回答の要領

ア 留置業務担当者は、留置開始時に、照会センターに電話により照会依頼を行うものとする。

イ 依頼を受けた照会センターは、照会者の所属、係名、氏名及び職員番号、照会理由その他必要な事項を必ず明らかにし、照会者が留置業務担当者であることを確認した上、所要の処理を行い、原則として電話により回答するものとする。

なお、回答結果の印字出力は、留置管理課長からの依頼がある場合に限り、実施するものとする。

(2) 照会対象ファイル

留置情報ファイル及び犯歴Aファイルとする。

3 照会入力事項及び回答出力事項

照会入力事項及び照会に対する回答出力事項は、次表のとおりとする。

第5 業務責任者の指定及び任務

1 業務責任者の指定

総務部留置管理課次席を留置情報照会業務責任者（以下「業務責任者」という。）に指定する。

2 業務責任者の任務

業務責任者は、警察庁並びに警視庁及び他道府県警察（方面）本部の業務責任者との連絡を密にし、適正かつ円滑な留置情報照会業務の運用に努めるものとする。

第6 その他

留置業務担当者が照会を行ったときは、照会結果を留置情報照会結果書（別記様式）により記録しておくものとする。

実施日

この例規通達は、平成8年2月18日から実施する。

実施日（平成16年10月18日情管第4347号）

この通達は、平成16年11月1日から実施する。

種 類	内 容
留置情報ファイル	警視庁及び各道府県警察の照会センターからの留置情報 照会業務における登録に基づき作成されるファイル
関連ファイル	警察庁情報管理システムによる個人照会業務における犯 歴 A ファイル

登録の種類	処理区分	必須登録事項	任意登録事項
留置情報 登録	一括処理	【人定項目】 犯歴番号、氏名（カナ）、 生年月日、性別 【履歴情報項目】 事件処理署、検挙年月日、 留置日時、留置番号、処 理部門、特異動向（特異 動向、事案発生年月日、 収容区分）、疾病等（疾病 等、収容区分）、文字情報	
留置情報 訂正・削除登録	一括処理	犯歴番号、氏名（カナ）、 留置番号	留置日時、留置番 号、処理部門、特異 動向（特異動向、事 案発生年月日、収容 区分）、疾病等（疾 病等、収容区分）、 文字情報
留置情報 抹消登録	一括処理	犯歴番号、氏名（カナ）、 生年月日、性別、抹消警察 署、抹消理由	

照 会 の 種 類	処理区分	意 義
特異被留置者 氏名による照会	即時処理	氏名、生年月日（年齢・年齢幅も可）及び性別を必須の照会入力事項として行う照会
特異被留置者犯歴 番号による照会	即時処理	犯歴（登録）番号を必須の照会入力事項として行う照会

照会の種類	照会入力事項	区分	回答出力事項
特異被留置者 氏名による照会	氏名、生年月日、性別	ヒット	【人定事項】 犯歴番号、生年月日、氏名、異名、性別、本国籍、生地、住所、職業、身長、身体特徴 【履歴情報項目】 事件処理署、検挙年月日、罪名、留置日時、留置番号、処理部門、特異動向（特異動向、事案発生年月日、収容区分）、疾病等（疾病等、収容区分）、文字情報
		ニアヒット	犯歴番号、生年月日、氏名、性別
	氏名、年齢・年齢幅、性別	ヒット	犯歴番号、生年月日、氏名、性別
特異被留置者 犯歴番号による照会	犯歴番号	ヒット	【人定事項】 犯歴番号、生年月日、氏名、異名、性別、本国籍、生地、住所、職業、身長、身体特徴 【履歴情報項目】 事件処理署、検挙年月日、罪名、留置日時、留置番号、処理部門、特異動向（特異動向、事案発生年月日、収容区分）、疾病等（疾病等、収容区分）、文字情報

(注) 1 区分欄のヒットとは、照会入力事項のすべてが留置情報ファイルに登録された照合対象項目の登録事項と一致した場合の回答をいう。ただし、照会入力事項のヒットの範囲については、年齢を入力した場合は照会年齢の上下1歳の者とし、年齢幅を入力した場合は照会年齢幅の者とする（年齢幅は、最大10歳とする。）。

2 区分欄のニアヒットとは、照会入力事項のうち生年月日を除く各項目の入力事項が留置情報ファイルに登録された照合対象項目の登録事項と一致し、かつ、生年月日については、生年月又は生年が一致した場合の回答をいう。

別記様式（第6関係）

留置情報照会結果書

照 会				
照会年月日	年 月 日	午前・午後	時 分	
照会者	留置管理係（護送・看守・ ）			
被 疑 者	氏 名			
	年月日	年 月 日	（ 歳）	
	性 別	男	女	
回 答				
回 答 者	照会センター （ ）			
該 当	有 ・ 無			
	内 容	犯歴番号	-	
		事件処理署	警察署	
		検挙年月日	年 月 日	
		罪 名		
		留置番号		
		特異動向 及び疾病等	[種別]	
	[概要]			
[備考]				